

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目 次

◇ 告 示 保険医療機関等の指定(保険課)

地域森林計画の変更(林務課)

◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

告 示

鳥取県告示第五百九十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

平成三年八月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
大森生協診療所	鳥取市西品治八〇六	平成三年八月一日
倉吉病院歯科	倉吉市上井二五一一	"
足立歯科医院	境港市上道町一九八七	"
井上歯科医院	八頭郡家町大字郡家六四七	"
五臓巴薬局岩倉店	鳥取市卯垣一三四一三	"
有限会社たむら薬局	鳥取市西町三丁目三一	"
吉成薬局	鳥取市吉成七七九一四一	"
西倉薬局	倉吉市西倉吉町二二一五	"
河瀬歯科医院	鳥取市西町一丁目一〇三一	平成三年八月七日
中山医院	八頭郡家町大字門尾三〇四一	平成三年八月一日

鳥取県告示第五百九十九号

森林の保健機能の増進に関する特別措置法(平成元年法律第七十一号)

第五条の規定に基づき、八頭森林計画区に係る地域森林計画を変更したの
で、森林法第五条第六項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年八月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
八頭森林計画区の地域森林計画の変更に係る計画書及び計画図
- 二 縦覧に供する期間
平成三年八月十三日から三十日間
- 三 縦覧に供する場所
鳥取県農林水産部林務課及び八頭地方農林振興局
- 四 意見の申立て
この地域森林計画の変更に関心のある者は、この告示の日から起算し
て三十日以内に、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し
立てることができる。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六十七号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に
関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の
規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する

る規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定によ
り告示する。

平成三年八月十三日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	スーパーサインク	マルホン工業株式会社
"	ガンマン2	"
"	ロン叫	"
"	スーパーマンヘン	株式会社ニューギン
"	マンキスくんED	"
"	シルキーホース	"
"	メガホールドP-2	株式会社ソフアア
"	ヒーローマンP 1号	"
"	ヒーローチャター	"